

日 時：2022 年 7 月 23 日（土）10 時 00 分～12 時 00 分

会議方式：オンライン（Zoom）

出席者：三成賢次（委員長）、渡邊弘（招聘参考人）、川嶋四郎、糠塚康江、三成美保、田中教雄、松本尚子、葛野尋之、武内謙治、平山真理、小澤隆一、林真貴子、三阪佳弘、長谷河亜希子 計 14 名

欠席者：小林傳司、議事録作成：長谷河

議 題

1. 前回議事要旨の確認について

前回議事要旨を承認した。

2. 報告

(1) 渡邊 弘氏（鹿児島大学准教授：招聘参考人）「18 歳成人制と法教育の課題」

- ① 法学教育において見落としがちな点を中心とした報告が行われた。例えば、外国人等選挙権を有しない学生等の存在を認識した上での法教育、特別支援学校・学級の児童・生徒への主権者教育、犯罪少年・触法少年・虞犯少年への主権者教育の必要性等である。また、現状、「裁判員制度の問題点＝裁判員の負担」に議論が集中しがちであることや、成人になることで保護者に左右されずに個人として生きることが可能になるという意義があることを見落としがちな問題等についても報告がされた。そして、法・制度・政策・社会構造などを理解し、それらが孕む問題点や課題を把握し、それらの改善の提案ができる力が市民性であり、その力を涵養するような学習内容・学習プロセスへと切り替える必要があるとの報告を受けた後、質疑応答を行った。
- ② 質疑応答においては、法学教育の課題を中心に議論が交わされた。例えば、専門学校・短大・高卒で就職する人への法学教育や、高校までの法学教育の理解が不十分な学生も多いという現状への対応の必要性、法学部以外の学生に対する大学での法学教育の在り方、教育学部での法学教育は日本国憲法のみという場合が多いという問題などである。また、法学における様々な「価値」（例えば、刑事訴訟における適正手続き）を共有できるか否かという問題や、教科書と現実とのギャップ（例：男女平等と書いてあるから男女平等と誤解する学生が一定数いる）を認識してもらった上で、現実を法規範に合致させるための提案を検討する力をつけてもらうための教育などの難題についても意見が交わされた。

(2) シンポジウム等に関する意見交換

- ◇ 平山委員からシンポジウムの企画案について説明がされた。「18 歳と司法への市民参加（裁判員＋検察審査会）」（仮題）
- ◇ 次期：2022 年 12 月あるいは 2023 年 2・3 月。オンライン（報告者は対面の可能性もあり）
- ◇ 基調講演 1～2 名（各 20 分 or 30 分）、パネルディスカッション（1 時間 or 1 時間半）、意見交換、まとめ（計約 2 時間）

3. 今後の分科会の進め方

本日の意見を受けて、シンポジウムの詳細等に関し、執行部にて、具体的な検討を早急に行う。

以上